

「墨田区障害福祉総合計画」改定の方針について

(第6期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】)

区民福祉委員会
令和5年9月22日

1. 計画の体系・期間

■墨田区障害福祉総合計画の位置付け

- 「墨田区障害福祉総合計画」として、障害者基本法に基づく「墨田区障害者行動計画」、障害者総合支援法に基づく「墨田区障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「墨田区障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定する。
- 区の将来像を描いた「墨田区基本構想」、基本構想に基づく「墨田区基本計画」及び区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」と整合性を保つ。

■計画期間

- 令和6年度から令和8年度までの3年間

2. 計画改定の検討経緯

■会議体での協議・検討、連携調整

- 「墨田区障害者施策推進協議会」（学識経験者、障害者団体等の代表者、区議会議員、区関係職員等で構成）との連携・調整
- 「墨田区地域自立支援協議会」（学識経験者、障害者団体の代表者、障害福祉関係事業者、特別支援学校職員、医療機関のソーシャルワーカー、区関係職員等で構成）での協議・検討

■当事者やその家族等の状況やニーズ等の把握

- 行動計画アンケート、医療的ケア児のアンケートの実施

3. 国や都の障害福祉施策の動向

■国の主な動向

- 令和4年5月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行される。
- 令和5年3月、「第5次障害者基本計画」（令和5年度から令和9年度までの5年間）が閣議決定され、共生社会の実現に向けて、施策を総合的・計画的に推進している。

■都の主な動向

- 「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和3年度から令和5年度までの3年間）を策定し、障害者施策を計画的かつ総合的に推進しており、次期計画については、第十期障害者施策推進協議会において審議中である。

4. 区の実施と主な課題

■区の実施実績

- 重度身体障害者グループホームの整備支援
- 心身障害者福祉手当（区制度）への精神障害区分の追加
- 障害者問題に関する啓発の実施（心のバリアフリー事業啓発冊子配布）
- 相談支援体制の充実・強化等（令和6年1月障害者基幹相談支援センター開設予定）

■主な課題（国の示す基本指針等から）

- 障害者基幹相談支援センター開設による相談支援体制の充実・強化
- 福祉施設から一般就労への移行
- 精神障害者の居場所機能の整備
- 障害児支援の提供体制の整備（児童発達支援センターの拡充（保育と療育の連携）、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保）

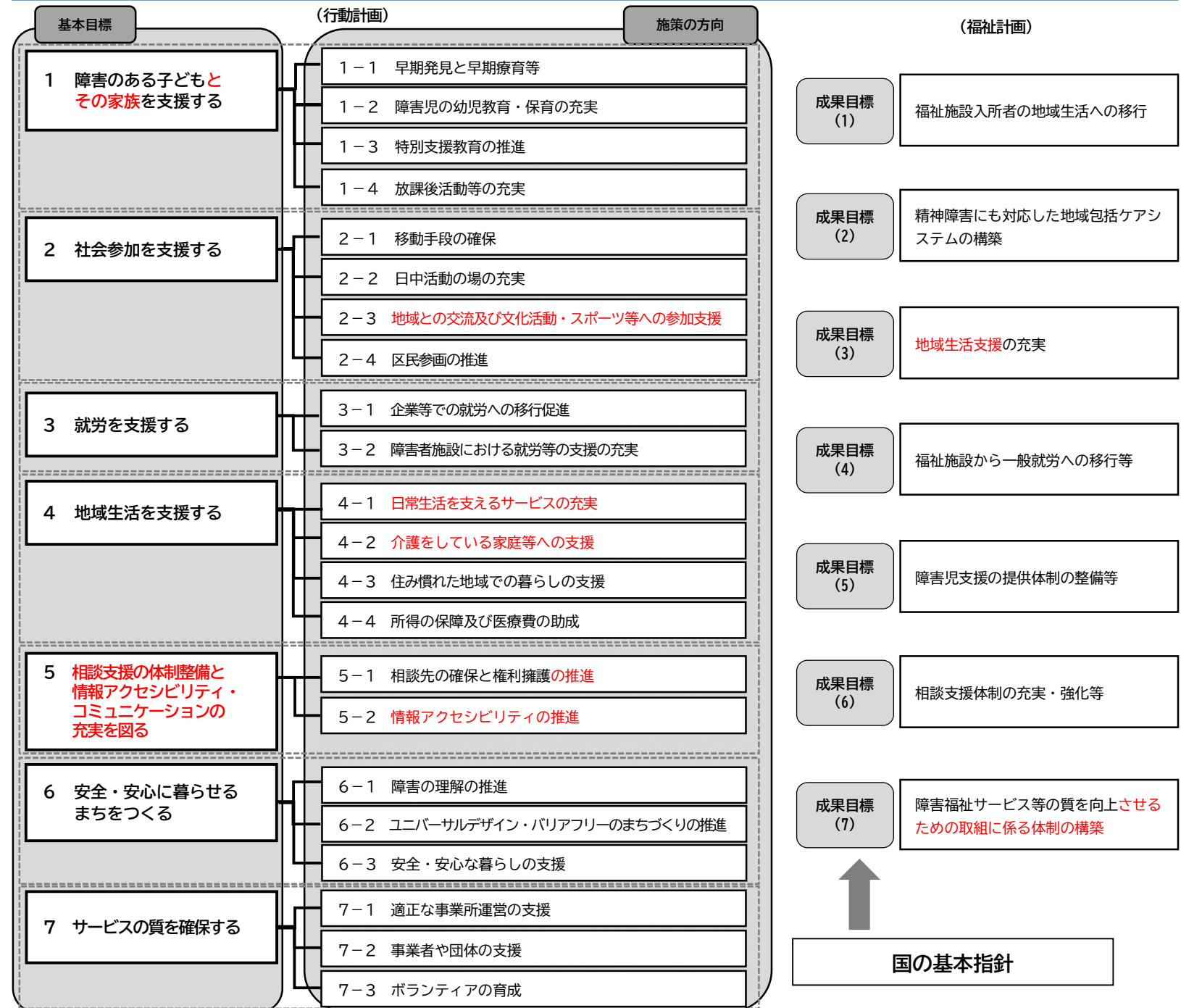
5. 計画の基本理念

自己決定の尊重

地域における自立生活の支援

ともに生活する社会の創造

6. 第6期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】体系図



7. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|--|
| 【令和5年11月】 | 第2回墨田区障害者施策推進協議会・墨田区地域自立支援協議会で素案（中間まとめ）の報告 |
| 【令和5年12月】 | 区議会・区民福祉委員会で素案（中間まとめ）の報告
パブリックコメントの実施 |
| 【令和6年1月】 | 第3回墨田区障害者施策推進協議会・墨田区地域自立支援協議会で最終案の報告 |
| 【令和6年3月末】 | 区議会・区民福祉委員会で最終報告 |